

[平成21年度予算審査特別委員会（市民人権分科会）－03月10日-01号]

◆芝田 委員 公明党の芝田です。お疲れさまでございます。私はこの予算分科会で2項目質問をさせていただきます。

まず最初に、総務費の第7項の自治振興費そして地域活動振興費の中にあります地域ぐるみの安全体制推進事業の中に盛り込まれました新規施策としての条例制定の施策について質問をさせていただきます。

（仮称）安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例の制定というふうでございます。我が会派の先輩諸氏もですね、罰則規定を盛り込んだこういった条例、そしてまた、まちの安心・安全の総合条例を早期に制定していただくということ、きのうも確認したんですけども、10年ぐらい前からこういう場で要望しているということなのですが、いよいよその流れ、またその制定に向かって明年度がその年度ということでもありますので、質問をさせていただきます。まず、この検討している条例についてどのような内容なのかお示しください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 市民の皆様が安心して快適に暮すことのできる良好な地域社会を実現するため、現在の堺市民の安全の推進に関する条例で定めております防犯、防災、事故防止など、地域の安全確保にさらに環境美化の観点を加えまして市民協働によります安全・安心・快適なまちづくりをめざしております。また、空き缶等のポイ捨て、及び他人の身体を害するおそれのある路上喫煙の禁止につきましても盛り込んでまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、この中に市民協働のまちづくり条例という文字も出ておりますが、この市民協働の目的と内容について、主にこの条例の中に含まれる点についてお示しください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 先ほど申し上げました防犯、防災、事故防止、環境美化などの諸問題は、市民の生活において身近な課題であるとともに、いずれも市民や事業者の皆様協働なくしては実行し得ない課題であります。本条例におきましては、市民や事業者の皆様、関係機関や団体、市が協働して安全・安心・快適なまちづくりに取り組む事業を対象としてまいりたいと考えております。

具体的な内容といたしましては、自主防災活動、防犯灯の整備や青色防犯パトロールなどの自主防犯活動、子どもの安全見守り活動、交通安全活動、環境美化活動、まちの緑化活動、高齢者など要援護者の見守り活動など、さまざまな市民協働による活動の取り組みをわかりやすく列記をいたしまして市民の皆様にお示しすることで、これらの活動をより広い層にアピールができるとともに、各区役所レベルでの連携を形成し、安全・安心・快適なまちづくりの継続的な活動への後押しになるものと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。その目的と内容についてお示しいただきましたけど、後段のところ、各種の市民協働の取り組みをわかりやすく列記をして市民の皆様にお示しするというので、これらの活動をより広い層にアピールするというので、わかりやすく述べていただきました。そしてまた、各区レベルでの連携を形成し、安全・安心・快適なまちづくりの継続的な活動への後押しになるというふうにも述べられましたので、皆様方のこれから条例制定の流れの中で、それが実際実施を各区レベルにおろしてくるということも理解できました。それでは、本条例における具体的な取り組みの体制についてお聞かせください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 防犯、防災、事故防止、環境美化、また高齢者などの要援護者の安全確保の取り組みを総合的に期待いたしまして、それらの取り組みの実効性を確保するため、まずは市内組織を整備するとともに、さまざまな活動を行っています市民や事業者の皆様と協働して、安全・安心・快適なまちづくりを推進するため、先ほど言いました区役所ごとに、それぞれの状況に応じて必要な組織を整備を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 きょう、役所に来るときに、いつも車で来るんですけども、堺大堀線通ってまして、若い学生がですね、近くにコンビニがありまして、何かカップルみたいなんですが、2人で歩いてたんですけども、1人の女の子がポイと捨ててるのを、たまたま見かけまして、特に世代は関係はないですけども、いわゆる倫理っていうか、道徳が大変乱れている、また、そういうことで我々も危惧しているわけですけども、今回、ポイ捨て禁止と、そしてまたいわゆる路上喫煙についても罰則規定が盛り込まれているというふうに聞いておりますが、その内容、どうしてその罰則規定を盛り込むのか、理由についてお聞かせください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 罰則規定を盛り込む理由につきましては、路上喫煙等に対しましては、過料を徴する取り締まりは既に各都市において同様に行われているところでございますが、本市におきましても、路上喫煙及びポイ捨て禁止の取り組み、市民協働による安全・安心・快適なまちづくり活動の一環としてとらえ、総合的な条例の中で扱うことにより、市民の皆様により強く印象を持っていただき、啓発効果を高めますとともに、市民参加の運動に発展することを期待できるものと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 それでは、他の政令市における路上喫煙にちよつと的を絞りますが、その路上喫煙禁止条例の制定状況と罰則ですね、過料徴収についてお聞かせください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 政令指定都市におきましては、条例で路上喫煙に対する過料徴収の規定を定めて取り締まりを行っています都市につきましては、札幌、新潟、埼玉、横浜、川崎、静岡、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、北九州市の12市でございます。次に、路上喫煙に対する過料徴収を行っていない都市は、条例に過料徴収の定めがあるものの実際に徴収をしていない千葉、福岡の2市と、条例に過料徴

収の定めがない浜松となっております。なお、福岡市と名古屋市は路上喫煙禁止だけでなく、犯罪の防止や環境の美化など、幅広い内容を規定した総合的な条例となっております。以上でございます。

◆芝田 委員 今、例を出されました名古屋市における取り組みについてお話を聞きたいと思うんですが、路上喫煙禁止についての、名古屋市における効果については、条例制定前と後ではどのように変わっているかお示してください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 名古屋市におけます取り締まりの効果ですが、路上喫煙を禁じている区域内の定点で一定の時間の通行人の数に対する喫煙者の割合であります、喫煙率を比較いたしましたところ、規制前の平成18年7月の4.74%から、規制後の本年2月現在では0.08%と、約60分の1まで減少していると伺っております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。定点観測で60分の1まで減少ということで、すごいわゆる条例の罰則の成果が出ているかなと思っております。ただ、堺市におきましても、全市そういうことは禁止区域を広げてはもちろん無理なわけですが、この禁止区域の設定についてはどのようなお考えかお示してください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 路上喫煙等の違反行為を行うものに対する指導や取り締まりを行う実効性の確保、そしてPR効果の点において都市部など、市民の理解を得られやすい地域を路上喫煙禁止区域として選定してまいりたいと考えております。今後、環境局の方で地元の住民や商店、事業者の皆様方との協議を行い、具体的な指定区域を定めていく予定でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 市民の声をできるだけ聞いていただいて、そのエリアを選定をしていただきたいと思えます。それでは最後の質問でございますが、この条例の制定に関する今後の予定、計画についてお聞かせください。

◎辻尾 市民生活部副理事兼地域活動促進課長 昨年からは学識経験者そして地域で活動されている自治会やNPO、その他市民団体の代表者等を委員にお迎えし、安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例検討懇話会を開催いたしております。今後の予定といたしましては、懇話会委員の皆様のご意見を踏まえまして、庁内委員会での調整と同時に、路上喫煙禁止区域の指定に係る協議を進めていくとともに、パブリックコメントの手続を経ました後、条例の案を作成いたしまして、本年9月議会への上程を目標に進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 9月の議会への上程ということですので、しっかり進めていただきたいと思えますし、また、できるだけ協力させていただきたいというふうに思っております。

それでもう一つの質問項目でございますが、同じく第2款総務費の区政推進費の中の区民まちづくり基金事業について質問をさせていただきます。

予算説明資料、また予算説明書の中で、区民まちづくり推進事業負担金として、1億1,

540万7,000円を計上しておりますけども、どのような内容なのかお示してください。

◎松木 市民人権総務課長 区民まちづくり推進事業負担金は、区民まちづくり基金を活用し、区域の特性に応じて各区で実施するまちづくり事業のうち、地域の団体等との実行委員会によりまして実施する事業に係ります負担金でございます。具体には、各区の区民まつりを初めとする、区民の自治意識や連帯感の醸成を図る事業、また防災訓練、講演会などを実施する安全・安心のまちづくり事業、ほかにも花と緑のまちづくり事業など、区民や地域との協働によりましてまちづくり事業などがございます。以上でございます。

◆芝田 委員 毎年、区民まちづくり基金を活用し、各区7区におきまして区民まつりを開催しておりますけども、近年の開催状況はどのようになっているかお聞かせください。

◎松木 市民人権総務課長 各区におきましては、区民まちづくり基金事業の一つといたしまして、区民の交流、また地域コミュニティの醸成などを目的に、毎年区域におけます祭りを開催いたしております。この祭りは区役所の前身でございます支所が設置されたときから継続して開催をいたしております。東区では5月、中区では8月、その他の区につきましては11月に開催をいたしております。来場者数は美原区で約6,000名、堺区で4万人を超えておまして、その他の区でも約3万人程度の来場者がございます。多くの区民の方々にご来場いただいております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。各区、その開催時期も違いますし、また支所ができてからこの祭りがスタートしているというふうに聞いておりますが、私、地元、北区でありまして、毎年参加させていただいております。場所が金岡公園の野球場ということで芝もあってですね、本当に会場としては申し分ないところを使わせていただいて、年々、テントというか、またいろんな団体が参加していただきまして、規模が大きくなっているなど、また市民の参加もふえているように思っております。そこで、区民まつり事業における市の負担金について、地元ということで北区の過去3年間の推移をお聞かせください。

◎山本 北区役所自治推進課長 北区域交流まつりの市からの負担金は、平成18年度400万円、平成19年度420万円、平成20年度見込み額といたしまして420万円でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。負担金の今、金額を3年間聞きましたけども、この祭りの総額の費用っていうのは把握されておりますでしょうか。

◎山本 北区役所自治推進課長 平成18年度で618万2,069円、それから平成19年度で659万6,695円、平成20年度はまだ見込みなんですけど、約658万1,000円でございます。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。区民まつりの実施母体というか、計画・運営状況はどのようになっておりますでしょうか。

◎松木 市民人権総務課長 区民まつりにつきましては、各区とも地域の団体等々の実行委員会によりまして、計画・運営がなされております。祭りの開催後に反省点や課題、

こういったことについて話し合われるなど、創意工夫を重ねながら実施をなされております。このように計画・運営に際しましても、多くの区民の方々、地域の団体等に参画いただきまして、地域に根差した区民の祭りとして定着をいたしておるところでございます。以上でございます。

◆芝田 委員 区民まつりの開催にあたって、準備も含め、結構な労力がかかっておりまして、もちろん地域の団体、また市民の方、そしてまた行政の方もかなりの力というか、労力というか、時間もかけてですね、祭りを成功させる、そしてまた市民が来て喜んでいただく、また地域のコミュニティを醸成するというところで努力されておりますけれども、その辺は当局としてはどのように把握されておられますか。

◎松木 市民人権総務課長 今、委員おっしゃいましたように、区民まつり、かなり準備を含めて結構な労力がかかっておるということで、この区民まつりは地域にとりましても、区役所にとりましても、一大イベントでございます。何度も打ち合わせを行うといったように、相当な期間をかけて準備をいたしております。参画をいただいております地域の方々にもご尽力をいただいているところでございますけれども、一致団結をしまして時間をかけて取り組むことによりまして、地域の方々の交流、また連帯が図られていくものと、こういうふうを考えております。以上でございます。

◆芝田 委員 ありがとうございます。最後に要望というか、私の意見を述べて、終わらせていただきます。十何年も、十何回もやられている区もあるということですし、そしてまた、毎年することがどうなのかという議論も各現場等でもないとは言えないわけでありまして、また毎年することが大事であるという議論ももちろんあるわけです。そういった意味では、こういう費用もかかり、堺市も負担をしているわけですので、いわゆる再考の時期に来ているのかなというふうに思っております。当局がいろんな形で企画から、またいろんな面でサポートしてこの区民まつりが開催されるのは、これは事実でありますので、そういったことでしっかり意見を集約していただき、また声なき声も拾い上げるような、やはり現場に入って、そういうことも平素より意見を拾い上げて、もっとすばらしい、そしてまたもっと効果のある、価値のある、毎年そうなんでしょうけど、より毎年、毎年、ネクストワンということで、しっかりこの区民まつりもすばらしい行事に昇華していくようお願いをいたしまして、私の質問を終わらせます。ありがとうございました。